

第3節 防衛装備・技術協力と防衛装備移転の推進

わが国は、自国の安全保障、平和貢献・国際協力の推進や防衛生産・技術基盤の維持・強化に資するよう、2014年に策定された防衛装備移転三原則およびその運用指針¹に基づき、諸外国との防衛装備・技術協力を推進している。

防衛装備移転は、国家安全保障戦略などに記載のとおり、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑制して、わが国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使または武力による威嚇を受けている国への支援などのための重要な政策的手段となる。

こうした観点から、防衛装備移転三原則や運用指針をはじめとする制度の見直しについて検討するため、自民

党と公明党は与党ワーキングチーム² (WT) において議論を行った。2023年12月、与党WTの提言を踏まえ、防衛装備移転三原則と運用指針が改正された。さらに、与党間での協議を経て、2024年3月、閣議決定および運用指針の一部改正により、厳格な仕組みを設けつつ、わが国が英国およびイタリアと共同開発を行っているグローバル戦闘航空プログラム (GCAP) ^{ジーキャップ} Global Combat Air Programme の完成品について、わが国からパートナー国以外の国に移転を認めうることとなった。

また、防衛装備移転を円滑に進めるため、基金を創設し、必要に応じた企業支援を行うことなどにより、官民一体となって防衛装備移転を進めることとしている。

1 防衛装備移転三原則にかかわる制度

1 防衛装備移転三原則

(1) 移転を禁止する場合の明確化 (第一原則)

防衛装備の海外への移転を禁止する場合を、①わが国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合、②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合、または③紛争当事国への移転となる場合とに明確化した。

(2) 移転を認めうる場合の限定ならびに厳格審査および情報公開 (第二原則)

移転を認めうる場合を、①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、または②わが国の安全保障に資する場合などに限定し、透明性を確保しつつ、仕向先および最終需要者の適切性や安全保障上の懸念の程度を厳格に審査することとした。また、重要な案件については国家安全保障会議で審議し、あわせて情報の公開を図ることとした。

(3) 目的外使用および第三国移転にかかる適正管理の確保 (第三原則)

防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確保される場合に限定し、原則として目的外使用および第三国移転についてわが国の事前同意を相手国政府に義務付けることとした。ただし、平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合、部品などを融通し合う国際的なシステムに参加する場合、部品などをライセンス元に納入する場合などにおいては、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とした。

参照 資料72 (防衛装備移転三原則)、資料73 (防衛装備移転三原則の運用指針)

2 防衛装備移転三原則などの一部改正

国家安全保障戦略などにおいて、安全保障上意義が高い防衛装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、防衛装備移転三原則や運用指針をはじめとする制度の見直しについて検討することが記載された。その

1 防衛装備移転三原則の名称は、例えば、自衛隊が携行するブルドーザなどの被災国などへの供与にみられるように、移転の対象となりうるものが、平和貢献・国際協力にも資するものであることなどから「防衛装備」の文言が適当であり、また、貨物の移転に加えて技術の提供が含まれることから「輸出」ではなく「移転」としたものである。

2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム

際、三つの原則そのものは維持しつつ、防衛装備移転の必要性、要件、関連手続の透明性の確保などについて十分に検討することとされた。

これを踏まえて、2023年には、与党WTが23回に渡って開催され、海外移転を認めうるケースの見直しについて議論されるとともに、移転の可否を判断する際の厳格審査や、第三国移転の事前同意を含めた移転後の適正な管理の確保のあり方について、諸外国の例も踏まえつつ、議論が重ねられた。これを受け、与党WTは政府に対する提言をまとめた。同年12月、政府として同提言を踏まえて、防衛装備移転三原則と運用指針を一部改正した。防衛装備移転三原則の改正は2014年の策定以来、初めてのものである。

また、運用指針の改正により、幅広い分野の防衛装備が移転可能となった。改正後の最初の案件として、わが国がライセンス生産を行っているペトリオット・ミサイルのわが国から米国への移転について、国家安全保障会議での審議の結果、海外移転を認めうる案件に該当することが確認された。防衛省としては、わが国にとって望ましい安全保障環境を創出するため改正された制度に基づき、関係省庁と連携しながら、官民一体となって防衛装備移転を一層推進していく考えである。

この改正により、幅広い分野の防衛装備が移転可能となったが、同時に、移転にかかる審査をより一層厳格に行うこととしている。政府として、防衛装備移転にあたっては国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念およびこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持するとの方針に変わりなく、これまで同様、厳正かつ慎重に対処する方針である。

2023年12月の防衛装備移転三原則と運用指針の改正の概要は以下のとおり。

(1) 改正後の防衛装備移転三原則

改正前の三つの原則そのものは、引き続き維持し、国家安全保障戦略を踏まえ、前文に防衛装備移転の意義や安全保障環境認識などを追加・更新した。また、運用指針は、安全保障環境の変化や安全保障上の必要性などに

応じて改正する旨を明記した。

(2) 国際共同開発・生産

国際共同開発・生産のパートナー国以外の国へ、わが国から部品や技術の直接移転が可能となった。

(3) ライセンス生産品にかかる防衛装備の移転

米国由来以外も含むライセンス生産品にかかる防衛装備（完成品を含む。）をライセンス元国へ提供可能となった。ただし、自衛隊法上の武器³に該当するライセンス生産品にかかる防衛装備をライセンス元国から他国へさらなる提供を行う場合については、わが国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がない限り、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国への提供は除く。

(4) 他国軍隊に対する修理などの役務提供

米軍以外の安全保障面での協力関係がある国に対して、平素からの修理などの役務提供が可能となった。

(5) 部品の移転

部品⁴の定義を明確化したうえで、安全保障面の協力関係にある国に対しては、部品は総じて移転可能となった。

(6) いわゆる5類型（救難、輸送、警戒、監視および掃海）

掃海艦や輸送艦に搭載される機関砲など、本来業務の実施や自己防護に必要な自衛隊法上の武器の搭載が可能であることを明確化した。

(7) 侵略を受けている国に対する自衛隊法上の非武器の移転による支援

わが国との安全保障協力関係の有無にかかわらず、国際法に違反する侵略を受けている国に対して、自衛隊法上の武器に該当しない装備品であれば、総じて移転可能となった⁵。

3 火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、または武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置などをいう（なお、本来的に、火器などを搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷または武力闘争の手段としての物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものを含み、部品を除く。）。

4 完成品の一部として組み込まれているものをいう。ただし、そのみで装備品としての機能を発揮できるものを除く。

5 改正前は、「国際法違反の侵略を受けているウクライナに対して自衛隊法第116条の3の規定に基づき防衛大臣が譲渡する装備品等に含まれる防衛装備の海外移転」と規定。

(8) 厳格審査

自衛隊法上の武器の直接移転やライセンス元国から第三国への移転など、移転類型の多様化を踏まえ、厳格審査の視点を拡充した。

(9) 審議プロセス

自衛隊法上の武器の直接移転やライセンス元国から第三国への移転は、国家安全保障会議での審議・公表を基本とした⁶。

3 GCAPの完成品の第三国への直接移転について

国際共同開発・生産におけるわが国からパートナー国以外の第三国への完成品の直接移転のあり方については、与党WTがとりまとめた提言において、引き続き議論が必要な事項とされた。こうしたなか、特に、GCAPの完成品について、わが国防衛に必要な性能を有する機体を実現するためにも、わが国からパートナー国以外の第三国に直接移転を行いうる仕組みを持つことが必要という考えのもと、政府として、与党との調整、国会など

における説明を重ねた。

これを踏まえて、2024年3月、閣議決定において、GCAPの完成品について、わが国から第三国に完成品を移転しうることなどについて決定するとともに、将来、実際にわが国から第三国に直接移転する際にも、個別案件ごとに閣議決定を行うという、いわば「二重の閣議決定」を盛り込んだ。

さらに、運用指針を一部改正し、「3つの限定」として、①今回、第三国への直接移転を認めるのはGCAPに限定すること、②移転先の国は国連憲章に適合した使用を義務付ける国際約束を締結している国に限定すること、③武力紛争の一環として現に戦闘が行われている国には移転しないこと、とした。

これらの厳格な決定プロセスを設けることで、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念を引き続き堅持することを、より明確な形で示している。

防衛省として、今般の改正を踏まえて、将来にわたってわが国の平和と安定を確保するため、わが国の安全保障環境に相応しい戦闘機の実現を目指して、英国およびイタリアとの協議をしっかりと進めていく。

2 防衛装備移転の推進のための取組

防衛装備移転に際しては、わが国の防衛分野における技術面での諸外国に対する優位性が失われることを防ぐため、わが国の装備品等に用いられている先進的な技術にかかる情報を保全するなど、安全保障上の観点から適切な仕様・性能の変更・調整を装備品製造等事業者を実施させる必要がある。

このような問題意識から装備移転を安全保障上適切なものとするための取組を促進することを目的とし、防衛

生産基盤強化法に基づき、防衛大臣が2024年2月に指定した指定装備移転支援法人に基金を設けた。防衛大臣の求めにより相手国との防衛協力の内容に応じ装備品製造等事業者が行う装備移転仕様等調整に要する費用を基金から助成することとしている。

□□ 参照 1節1項「解説」（防衛装備移転円滑化基金の意義）、1節1項2（2）（装備移転の円滑化・指定装備移転支援法人）

3 米国との防衛装備・技術協力関係の深化

1 共同研究・開発など

わが国は、米国との間で、1992年以降、27件の共同研究と2件の共同開発を実施している。現在は、4件の

共同研究（①高耐熱性ケース技術、②モジュール型ハイブリッド電気駆動車両システム、③無人航空機へ適用するAI技術、④高出力マイクロ波システム）のほか、科学技術者の相互派遣を行っている。

⁶ 自衛隊法上の武器を初めて移転（直接移転または第三国移転）する国は、すべて国家安全保障会議で、同様の武器を2回目以降移転する場合も、特に慎重な検討が必要な場合には、国家安全保障会議で審議。

2022年の日米防衛相会談において、極超音速技術に對抗するための技術について、共同分析の進捗を踏まえ、要素技術・構成品レベルでの日米共同研究の検討を開始することで合意した。そして、2023年の日米「2+2」で将来のインターセプターの共同開発の可能性について議論を開始することで一致したことを受け、防衛省と米国防省で検討を行ってきた結果、日米両国は同年に、滑空段階迎撃用誘導弾 (GPI) の共同開発を開始することを決定し、日米首脳会談において、両首脳は、これを歓迎した。また、2024年7月、防衛省および米国防省は「高出力マイクロ波システムに係る日米共同研究」に関する事業取決めの署名を行った。本研究は、高出力マイクロ波システムの実用化に向けて、米国内の試験場における共同試験などを行い、日米間で試験データを共有することで、日米双方の高出力マイクロ波の効果を共同で評価する。加えて、2024年9月、防衛装備庁およびDIUは、「防衛装備庁及び米国防イノベーションユニットによる防衛イノベーション技術分野での協力に係る覚書」の締結を行った。本覚書を踏まえ、最先端の民生技術の迅速かつ効率的な防衛装備への取込みや防衛生産・技術基盤の強化を推進する。

このほか、2023年には、ペトリオット・ミサイルの米国への移転について、国家安全保障会議において海外移転を認めうる案件に該当することを確認している。本移転は、米軍および世界規模においてペトリオット・ミサイルの需要が予想を超える水準にあるなか、米国からの要請に応え、米軍のペトリオット・ミサイルの在庫をできるだけ早く補完し、米軍の態勢を支えるというこれまでに例のない取組である。これは、米国との安全保障・防衛協力を新たな段階へと高めるとともに、わが国の安全保障およびインド太平洋地域の平和と安定に寄与するものである。

参照 Ⅲ部1章2節2項3 (日米BMD技術協力)、Ⅲ部1章2節3項 (無人アセット防衛能力の強化)、Ⅲ部2章4節2項 (防衛装備・技術協力)、2節3項 (次期戦闘機の開発)、資料30 (日米共同研究・開発プロジェクト)

2 日米共通装備品の生産・維持整備

(1) 日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議 (DICAS)

2024年4月、日米首脳共同声明「未来のためのグローバル・パートナー」において、長期的に重要な能力の需要を満たし即応性を維持するためにそれぞれの産業基盤を活用することを目的とし、日米の関係省庁と連携し、防衛省と米国防省が共に主導する日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議 (DICAS) を開催することとされた。これに基づき、同年6月に開催された第1回DICASにおいて、深澤防衛装備庁長官 (当時) とラプランテ米国防次官 (取得・維持整備担当) (当時) は、日米の防衛産業によるパートナーシップのもとで、ミサイルの共同生産、前方展開される米海軍艦船および米空軍機の共同維持整備、そしてサプライチェーンの強靱化の機会を特定するためにさらなる議論を行うべく作業部会 (ワーキンググループ) を設置することなどに合意した。同年7月に行われた日米「2+2」において、AMRAAMおよびPAC-3MSEの生産能力拡大のために、互恵的な共同生産の機会を追求することが確認された。同年10月に行われた第2回DICASおよび同年12月の第3回DICASにおいて、4つの作業部会 (ミサイル共同生産作業部会、航空機整備作業部会、サプライチェーン強靱化作業部会、艦船整備作業部会) における、それぞれの進捗を確認した。

(2) F-35A 戦闘機生産への国内企業の製造参画や整備拠点の設置

わが国は、2011年、F-35A 戦闘機について、一部の完成機輸入を除き国内企業が製造に参画することなどを決定した⁷。これを踏まえ、わが国は、2013年度以降のF-35A 戦闘機の取得に際して、国内企業の製造参画を図り、これまで、機体、エンジンの最終組立・検査 (FACO)、関連部品の製造参画の取組を行ってきた。2019年度以降の取得に際しては、厳しい財政状況を踏まえ、完成機輸入を原則としつつ、より安価な手段がある場合には見直すこととされた。しかし、その後の製造企業による経費低減の取組などにより、国内企業が

⁷ 2018年12月、F-35A 戦闘機の取得数については、42機から147機とし、新たな取得機のうち42機については、短距離離陸・垂直着陸機能を有する戦闘機の整備に替えるものとして決定された。

FACOを行う方が、完成機輸入に比べてより安価となることが確認されたため、2019年度から2027年度までの取得については、国内企業が最終組立・検査を行った機体を取得することとしている⁸。

また、F-35戦闘機が全世界的に運用されることから、米国政府は、北米・欧州・アジア太平洋地域に機体・エンジンを中心とした整備拠点（リージョナル・デポ）を設置することとした。

2014年に、米国政府によって選定されたアジア太平洋地域におけるわが国のF-35戦闘機の機体の整備拠点は、2020年から愛知県にある三菱重工業小牧南工場において運用を開始した。また、エンジンの整備拠点は、2023年から東京都にあるIHI瑞穂工場において運用を開始した。

F-35戦闘機の製造に国内企業が継続して参画することや、機体やエンジンなどの整備拠点を国内に設置し、アジア太平洋地域での維持整備に貢献することは、国内の防衛生産・技術基盤の維持・育成・高度化に資するものであるとともに、わが国のF-35A戦闘機の運用支援体制の確保、日米同盟の強化、インド太平洋地域における防衛装備・技術協力の深化といった観点から、有意義で

ある。

(3) 日米オスプレイの共通整備基盤の確立に向けた取組

米海軍は、普天間飛行場に配備されている米海兵隊オスプレイの定期機体整備のため、2015年、整備企業として富士重工業株式会社⁹を選定し、2017年から、陸自木更津駐屯地において定期機体整備が開始され、2025年3月末時点で8機の整備が完了し、3機を整備中である。

防衛省としては、①V-22（陸自オスプレイ）¹⁰の円滑な導入、②日米安保体制の円滑かつ効果的な運用、③整備の効率化の観点から、木更津駐屯地の格納庫を整備企業に使用させ、米海兵隊オスプレイの整備とともに、将来の陸自オスプレイの整備を木更津駐屯地で行うことにより、日米オスプレイの共通の整備基盤を確立していくこととしている。木更津駐屯地での共通の整備基盤の確立は、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）に掲げる「共通装備品の修理や整備の基盤の強化」の実現と沖縄の負担軽減に資するものとして、極めて有意義である。



GPIの日米共同開発について

極超音速滑空兵器（HGV）は、マッハ5を超える極超音速で低い軌道を飛翔し、高い機動性を有するため、迎撃がより困難であると指摘されています。HGVを滑空段階で迎撃するという課題に対し、両国の技術を結集して対処していくため、2023年8月、日米両国はGPI日米共同開発を開始することを公表し、その後、2024年5月のプロジェクト取決めの署名を以て、共同開発を正式に開始しました。同年9月、日米両国は、米国ノースロップ・グラマン社の提案するGPIの開発コンセプトを採用することを決定し、その後防衛省は、同コンセ

プトに基づき、日本の開発担当部位の設計・製造に関する契約を三菱重工業株式会社と締結しました。

防衛省は現在、2030年代の開発完了を目指し、日本が主に担当する第2段のロケットモーターや操舵装置、キルビーグルと呼ばれるミサイルの先頭部位の推進装置や操舵装置の開発を進めています。GPI共同開発を着実に進めることは、統合防空ミサイル防衛能力の強化、国内防衛産業の技術力向上、日米同盟の更なる深化や抑止力・対処力の向上に寄与します。

8 2019年12月に2019年度や2020年度の、2020年12月に2021年度の、2021年12月に2022年度の、2022年12月に2023年度から2027年度までのF-35A戦闘機の取得について、それぞれ、より安価な手段であることが確認された国内企業が参画した製造とすることが決定された。

9 2017年4月1日に、株式会社SUBARUに社名を変更。

10 陸自では、CH-47JA輸送ヘリコプターの輸送能力を巡航速度や航続距離などの観点から補完・強化できるティルト・ローター機（オスプレイ）を17機導入することとし、佐賀空港における施設整備が完了するまでの一時的な処置として、木更津駐屯地に暫定的に配備することとしている。

4 新たな防衛装備・技術協力の構築

1 諸外国との防衛装備・技術協力など

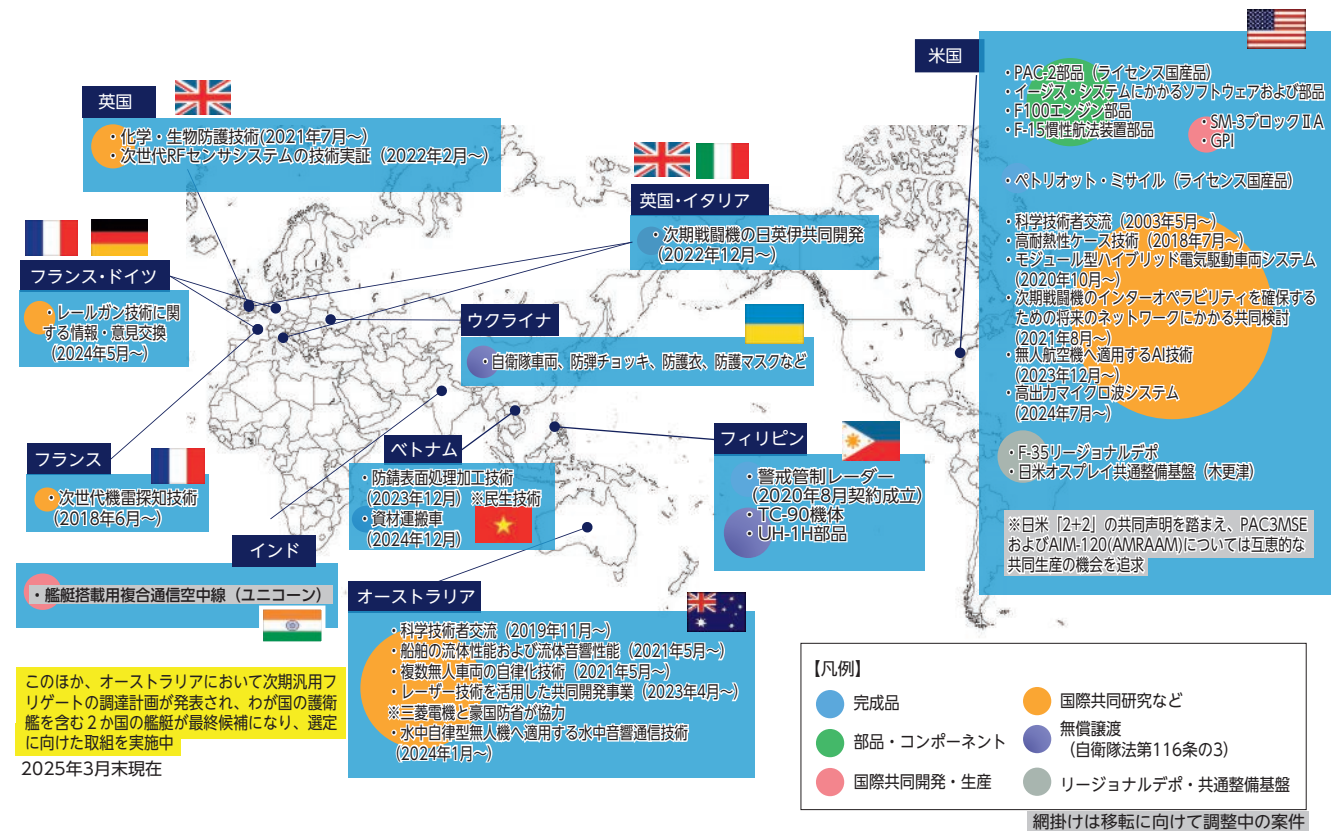
装備品に関する協力は、構想から退役まで半世紀以上に及ぶ取組であることを踏まえ、防衛装備移転や国際共同開発を含む、防衛装備・技術協力の取組の強化を通じ、相手国軍隊の能力向上や相手国との中長期にわたる関係の維持・強化を図っている¹¹。特に、ハイレベル・実務者交流、共同訓練・演習、能力構築支援などの取組のほか、政府安全保障能力強化支援 (OSA) など、防衛省以外の

Official Security Assistance

取組とも組み合わせることで、これを効果的に進めることとしている。その際、就役から相当年数が経過し、拡張性などに限界がある装備品の早期用途廃止、早期除籍などの活用による同志国への移転を検討することとしている。

【参照】 図表V-1-3-1 (諸外国との主な防衛装備・技術協力 (イメージ))、Ⅲ部1章3節4項 (わが国と同志国の抑止力の向上のための国際協力)、資料40 (各種協定締結状況)

図表V-1-3-1 諸外国との主な防衛装備・技術協力 (イメージ)



いけば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤の強化

(1) オーストラリア

オーストラリアとの間では、2014年、防衛装備品・技術移転協定¹²が発効し、2017年に日豪防衛装備・技術協力共同運営委員会を初開催した。以降、定期的に協議を行い日豪両国の防衛装備・技術協力の進展を図って

いる。これ以降、各種取決めの署名、科学技術者の相互派遣、各種共同研究を行っている。

2023年には、「研究、開発、試験及び評価プロジェクトに関する取決め」に署名し、共同事業を迅速に開始する枠組みを整理した。2024年1月、本取決めに初めて

11 2025年4月現在、わが国は、防衛装備品・技術移転協定を、米国、英国、オーストラリア、インド、フィリピン、フランス、ドイツ、マレーシア、イタリア、インドネシア、ベトナム、タイ、スウェーデン、シンガポール、アラブ首長国連邦 (UAE)、モンゴルと締結している。
12 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

適用し、「水中自律型無人機に関する日豪共同研究」を開始した。

2023年に行われた日豪防衛相会談において、木原防衛大臣（当時）は、マールズ豪副首相兼国防大臣とともに、豪国防省が三菱電機オーストラリアとの間でレーザー技術を活用した共同開発事業の契約締結を公表したことに歓迎の意を表明した。本事業は、日豪間で初めての共同開発案件であるのみならず、日本の防衛関連企業の技術が外国政府から着目され、防衛分野での国際共同開発の実施に至った初めての事例であり、官民一体となって防衛装備移転を推進してきたわが国にとって新たな一歩となるものである。

豪政府は、2024年2月に「もがみ」型護衛艦を含む4か国の候補艦艇から次期汎用フリゲートを選定する旨発表し、オーストラリア国内での建造を含む調達計画を発表した。わが国は豪政府の求めに応じて必要な情報提供を行ってきたところ、同年11月、豪政府は、「もがみ」型護衛艦の能力向上型である令和6年度型護衛艦（4,800トン型）を含む2か国の艦艇を最終候補として選定した。同月、これを受け、国家安全保障会議で審議した結果、わが国が選定され、オーストラリアの次期汎用フリゲートの共同開発・生産をオーストラリアと行うこととなった場合の完成品などについて、オーストラリアへの移転を認め得ることとした。さらに、同年12月、オーストラリアの次期汎用フリゲートの共同開発・生産に向けて官民一体となって推進していくため、防衛省は、三菱重工業を始めとする関係企業、内閣官房、外務

省、財務省、経済産業省、国土交通省からなる関係省庁が出席する「官民合同推進委員会」を設置した。

2024年7月にオーストラリアで開催された国際展示会・カンファレンス「Indian Ocean Defence & Security 2024」に、高見防衛大臣補佐官（当時）が参加し、コンロイ豪国防産業大臣らと会談を行った。2025年2月、若宮防衛大臣補佐官は、オーストラリアを訪問し、コンロイ豪国防産業大臣やキング豪資源大臣らと会談し、日豪防衛産業協力全般について意見交換した。

□□ 参照 Ⅲ部3章1節2項1（オーストラリア）

(2) インド

インドとの防衛装備・技術協力は、日印の特別戦略的グローバル・パートナーシップに基づく重要な協力分野と位置づけられており、2015年の日印首脳会談において防衛装備品・技術移転協定¹³の署名が行われ、2016年に発効した。以降、定期的に協議を行っている。

2024年11月、日印防衛装備品・技術移転協定に基づき、「もがみ」型護衛艦に搭載されている艦艇搭載用複合通信空中線「ユニコーン」の日本からインドへの装備移転に関する細目取極（MOI）に日印間で署名を行った。

□□ 参照 Ⅲ部3章1節2項2（インド）
Memorandum of Implementation

(3) 英国

英国との間では、2013年、防衛装備品・技術移転協定¹⁴の署名・発効に至り、以降、定期的に協議を行っているほか、2022年からはGCAPにおいて戦闘機の共同開発を行っている。

□□ 参照 Ⅲ部3章1節2項3（1）（英国）、2節3項（次期戦闘機の開発）

(4) フランス

フランスの間では、2016年、防衛装備品・技術移転協定¹⁵が発効した。2024年5月、防衛省、フランス国防省、ドイツ国防省および仏独サン＝ルイ研究所は「レーガン技術の協力に係る実施要領」の署名を行った。本実施要領は、レーガン技術に関する研究・開発・試験・評価の協業の可能性を検討することを目的と



「もがみ」型護衛艦（候補艦艇）

13 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定

14 防衛装備品及び他の関連物品の共同研究、共同開発及び共同生産を実施するために必要な武器及び武器技術の移転に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定

15 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定

し、レールガンの早期実用化に向けて着実に取り組んでいる。

☐ 参照 Ⅲ部3章1節2項3(2)(フランス)

(5) ドイツ

ドイツとの間では、2017年、防衛装備品・技術移転協定¹⁶に署名し、発効した。前述のレールガン技術に関する協力を含め、多様な協力が進展している。

☐ 参照 Ⅲ部3章1節2項3(3)(ドイツ)

(6) イタリア

イタリアとの間では、2019年、防衛装備品・技術移転協定¹⁷が発効したほか、2022年からはGCAPにおいて戦闘機の共同開発を行っている。

☐ 参照 Ⅲ部3章1節2項3(4)(イタリア)、2節3項(次期戦闘機の開発)

(7) スウェーデン

スウェーデンとの間では、2022年、防衛装備品・技術移転協定¹⁸に署名し、発効した。

☐ 参照 Ⅲ部3章1節2項6(1)(スウェーデン)

(8) ウクライナ

2022年のロシアによるウクライナ侵略を受けて、ウクライナ政府からの装備品などの提供要請を踏まえ、自衛隊法に基づき非殺傷の物資を防衛装備移転三原則の範囲内で提供すべく、同年の国家安全保障会議において、防衛装備移転三原則の運用指針を一部改正した。これまでに、防弾チョッキ、鉄帽(ヘルメット)、防寒服、天幕、カメラ、衛生資材・医療用資器材、非常用糧食、双眼鏡、照明器具、個人装具、防護マスク、防護衣、小型のドローン、民生車両(バン)、および自衛隊車両(1/2tトラック、高機動車、資材運搬車)を自衛隊機などにより輸送し、ウクライナ政府への提供を実施した。また、2024年10月に実施した日ウクライナ防衛相会談において、ウクライナへの自衛隊車両の追加提供を行うことを決定した旨伝達した。2025年4月、追加提供の第1



ウクライナに提供した自衛隊車両

弾として、6台の自衛隊車両をウクライナに提供した。

☐ 参照 Ⅲ部3章1節2項7(1)(ウクライナ)、資料73(防衛装備移転三原則の運用指針)

(9) ASEAN 諸国

ASEAN 諸国との間では、日ASEAN防衛当局次官級会合などを通じて、人道支援・災害救援(HA/DR)や海洋安全保障など、非伝統的安全保障分野における防衛装備・技術協力について意見交換がなされており、参加国からは、これらの課題に効果的に対処するため、わが国からの協力が期待が示されている。2016年にわが国が表明したビエンチャン・ビジョンにおいて、ASEAN 諸国との防衛装備・技術協力に関しては、①装備品・技術移転、②人材育成、③防衛産業に関するセミナーなどの開催を3つの柱として進めることとした。

具体的な取組として、インドネシアとの間では、2021年に東京で開催された第2回日インドネシア「2+2」において、防衛装備品・技術移転協定¹⁹に署名し、即日発効した。

シンガポールとの間では、2023年にシンガポールで開催されたシャングリラ会合において、防衛装備品・技術移転協定²⁰に署名し、即日発効した。

タイとの間では、2022年、岸田内閣総理大臣(当時)のタイ訪問の際に防衛装備品・技術移転協定²¹に署名し、発効した。

16 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定

17 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定

18 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とスウェーデン王国政府との間の協定

19 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協定

20 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定

21 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とタイ王国政府との間の協定

フィリピンとの間では、2016年に防衛装備品・技術移転協定²²が発効した後、5機の海自練習機TC-90の貸付・無償譲渡が実現した。さらに、陸自多用途ヘリUH-1Hの部品などの無償譲渡、初の完成装備品移転として警戒管制レーダー4基の装備移転が決定しており、2023年に1基目、2024年3月に2基目の納入が完了した。また、これらの移転に伴い、自衛隊およびわが国企業によるフィリピン軍要員への運用・維持整備などの教育支援を実施している。

2024年9月には、フィリピンで開催された「ADAS 2024」^{Asian Defense and Security Exhibition}に防衛装備庁が初めてブースを出展し、フィリピン政府や企業などに対してわが国の装備品の魅力を発信した。また、高見防衛大臣補佐官（当時）が参加し、ミソン国防次官（取得・資源管理担当）との会談を通じ、防衛装備・技術協力の強化にむけて連携していくことを確認した。

ベトナムとの間では、2016年の「防衛装備・技術協力に関する定期協議の実施要領」署名、2019年の「防衛産業間協力の促進の方向性に係る日ベトナム防衛当局間の覚書」署名に続いて、2021年に両国間で防衛装備品・技術移転協定²³に署名し、発効した。2023年の防錆表面処理加工技術の移転に加え、2024年12月には、防衛装備品・技術移転協定に基づく初の防衛装備品の移転として、中古資材運搬車2両の譲渡が実現し、ベトナム国防省主催の記念式典が行われた。また、本移転に伴い、陸自およびわが国企業によるベトナム軍要員への運用・整備教育支援を実施した。

マレーシアとの間では、2018年、防衛装備品・技術移転協定²⁴に署名し、発効した。

☐☐ 参照 Ⅲ部3章1節2項8（東南アジア諸国（ASEAN諸国））

(10) 中東諸国

アラブ首長国連邦（UAE）^{United Arab Emirates}との間では、2023年、中東の国との間では初めてとなる、防衛装備品・技術移転協定²⁵に署名、2024年1月に発効した。

イスラエルとの間では、2019年、わが国とイスラエル防衛当局間で提供される、防衛装備・技術に関する秘

密情報を適切に保護するため、防衛装備・技術に関する秘密情報保護の覚書²⁶に署名した。

☐☐ 参照 Ⅲ部3章1節2項12（6）（アラブ首長国連邦）、Ⅲ部3章1節2項12（7）（イスラエル）

(11) モンゴル

モンゴルとの間では、2024年12月、防衛装備品・技術移転協定²⁷に署名し、2025年1月に発効した。

☐☐ 参照 Ⅲ部3章1節2項9（モンゴル）

(12) AUKUS（豪英米）

2024年9月、AUKUS^{オーカス}首脳共同声明および国防大臣共同声明において、AUKUS「第2の柱」における「海洋無人機システム」が日本との初期的な「第2の柱（Pillar II）」協力の機会を模索する分野として挙げられた。

この協力の機会を模索する一環として、同年10月にオーストラリア主催で開催された海洋無人機システムなどに関する多国間の実験・演習である「オートノマス・ウォーリアー24」に、わが国から防衛装備庁の専門家などを派遣した。

AUKUS「第2の柱（Pillar II）」に関する豪英米3か国との協力は、同盟国・同志国間の連携を先進技術面から支えるものであり、わが国と豪英米3か国の共通の能力を強化し、地域の抑止力・対処力強化に大きく貢献するものであることから、協力を具体化すべく、引き続き協議を進めていくこととしている。

☐☐ 参照 I部3章6節1項2（2）（AUKUSの取組）

2 開発途上国に対する装備品の提供

わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増すなか、わが国と安全保障・防衛上の協力・友好関係にある国が適切な能力を備え、安全保障環境の改善に向けて国際社会全体として協力して取り組む基盤を整えることが重要である。

この点、経済規模や財政事情により独力では十分な装備品を調達できない友好国のなかには、以前から、不用と

22 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定
 23 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定
 24 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定
 25 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定
 26 防衛省とイスラエル国防省との間の防衛装備・技術に関する秘密情報保護の覚書
 27 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定

なった自衛隊の装備品を活用したいとのニーズがあった。

こうしたなか、友好国のニーズに応えていくため、自衛隊で不用となった装備品を、開発途上地域の政府に対し無償または時価よりも低い対価で譲渡できるよう、財政法第9条第1項²⁸の特例規定を自衛隊法に新設し、2017年から施行されている。

なお、この規定により無償または時価よりも低い対価

で譲渡できるようになった場合においても、いかなる場合にいかなる政府に対して装備品の譲渡などを行うかについては、防衛装備移転三原則などを踏まえ、個別具体的に判断されることとなる。また、譲渡した装備品のわが国の事前の同意を得ない目的外使用や第三者移転を防ぐため、相手国政府との間では国際約束を締結する必要がある。

5 防衛装備・技術協力にかかるその他の取組

1 国際防衛装備品展示会への出展

防衛装備庁では、国際防衛装備品展示会への出展を実施し、わが国の防衛装備に関する施策や高い技術力を発信している。このような取組は、各国政府関係者などのわが国の装備政策や技術力に対する理解を深め、防衛装備・技術協力推進のための基盤の形成に寄与している。

2024年6月のフランスで開催された国際装備展示会「EUROSATORY 2024」、同年7月のオーストラリアで開催された国際展示会・カンファレンス「Indian Ocean Defence & Security 2024」、同年9月のフィリピンで開催された国際展示会「Asian Defense and Security Exhibition 2024」、同年11月のオーストラリアで開催された国際展示会・カンファレンス「MAST AUSTRALIA 2024」および同年12月のベトナムで開催された国際展示会「Vietnam DEFENCE EXPO 2024」において、防衛

装備庁がブースを出展し、わが国の装備品の魅力や高い技術力を官民一体となって広く発信した。

一方、国内では、2025年5月に開催された「DSEI Japan 2025」において、防衛装備庁ブースに加え、陸・海・空各自衛隊ブースを設け、レールガンをはじめ先進的技術を活用した開発中装備品の模型や、自衛隊車両などの実機や模型を展示した。また、今回が初となる「もがみ」型護衛艦の実艦展示を近隣の港で実施した。

これら防衛装備庁・自衛隊ブースを訪れた外国政府高官、軍関係者および防衛産業関係者からは、わが国の優れた技術や先進的な装備品に対して高い関心が寄せられた。



Indian Ocean Defence & Security 2024におけるブースの様子



DSEI Japan 2025における防衛装備庁ブース

²⁸ 財政法第9条第1項は、「国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない」と規定。



実艦展示を行った「もがみ」型護衛艦

2 装備品の適切な海外移転に向けた官民連携

装備品の海外移転について、防衛力整備計画では、政府が主導し、官民の一層の連携のもとに装備品の適切な海外移転を推進するとしている。

防衛装備庁、商社、製造企業の連携のもとで、相手国の潜在的なニーズを把握して提案に向けた活動を行う事業実現可能性調査を、2020年度から実施している。

また、わが国と相手国との間で、両国の防衛当局と企業が一堂に会して、装備品の海外移転に関する意見交換を行う官民防衛産業フォーラムを、2017年のインドネシアでの開催以降、インド、ベトナム、オーストラリア、イタリア、フィリピンなどとの間で実施している。

わが国国内においても、各国への海外移転に関する官民の知識向上を図る取組として、防衛装備移転に関するウェビナーを開催し、諸外国との民間ビジネス分野での事例や防衛装備・技術協力の現状を学ぶ機会を創出している。

さらに、かねてより防衛産業から要望が寄せられていた官民間での海外移転に関する情報共有の場として、2022年にWeb上にポータルサイトを整備し、海外移転を進める防衛関連企業を対象として、各国の調達制度やわが国の防衛装備移転制度などの情報提供を行っている。

3 装備品にかかる重要技術の流出防止

国際的な防衛装備・技術協力の推進にあたっては、装備品にかかる重要技術の流出を防ぐため、防衛産業保全の強化、機微技術・知的財産管理の強化に取り組んでいくこととしている。

参照 1節1項2(3)(装備品等秘密の保全)、1節2項4(防衛産業保全の強化)、1節2項5(機微技術管理の強化)



資料：防衛装備・技術協力について(防衛装備庁が防衛装備・技術協力の推進のため海外に発信しているリファレンスガイドなど)

URL：<https://www.mod.go.jp/atla/soubiseisakugijutu.html>